

22 障害者の地域生活支援

(単位:件) 30年度



(1) 総合相談体制を構築する

●相談支援の充実

1 総合福祉事務所および保健相談所

総合福祉事務所(身体・知的障害)および保健相 談所(精神障害)では、障害者(難病患者等を含む。) やその家族からの相談に応じ、福祉サービスの案内等 を行っている。

〔障害者支援係の相談件数〕

総合福祉事務所種別	練馬	光が丘	石神井	大 泉	
身体障害者手帳交付	3,974	2,882	2,721	1,769	
自立支援医療(更生医療)	1,495	1,010	1,275	485	
補装具交付	909	1,050	1,274	1,018	
職業	0	0	34	9	
施設入所および紹介	430	828	532	1,602	
医療保健	1,185	1,788	1,276	724	
在宅・生活	5,669	7,263	15,292	10,597	
無料乗車券	738	691	817	547	
その他	2,184	206	511	362	
小計	16,584	15,718	23,732	17,113	
合 計	73,147				

[知的障害者担当係の相談件数] (単位:件) 30年度

総合福祉事務所種別	練馬	光が丘	石神井	大泉	
施設入所	211	445	465	280	
職親(しょくおや)委託	1	0	0	0	
職業	15	54	44	91	
医療保健	0	59	24	6	
生活	30	138	116	154	
教育	9	45	7	37	
その他	2,684	4,957	9,488	4,509	
小計	2,950	5,698	10,144	5,077	
合 計	23,869				
合 計	23,869				

[保健相談所の保健師による相談者数](単位:人)30年度

CINICE 1000771						
保健相談所相談内容	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
一般精神 (心の健康)	8,911	2,900	5,625	6,424	5,768	2,866
社会復帰	713	434	819	817	432	548
アルコール依存	153	66	64	164	151	22
薬物依存	80	15	45	14	0	1
児童・思春期	82	9	144	167	254	80
高齢者精神	118	83	139	196	198	22
小計	10,057	3,507	6,836	7,782	6,803	3,539
승 計		38,524				

2 障害者地域生活支援センター

障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行う施設で、相談、各種講座の開催、地域との交流を通じた障害への理解の促進などの事業を行っている。

〔障害者地域生活支援センターの相談件数〕

(単位:件) 30年度

種別 施設	サービス 利用	障害状況 の悩み	就労	社会生活	その他
きらら	4,308	8,633	511	1,918	217
すてっぷ	2,212	1,916	112	809	67
ういんぐ	5,797	6,942	304	1,345	457
さくら	3,258	1,458	274	1,345	350
小計	15,575	18,949	1,201	5,417	1,091
合 計	42,233				

3 障害者虐待防止センターの設置

「障害者虐待防止法」に基づいて設置され、虐待の 通報・届出の受付および虐待の防止のための相談等の 対応、実施体制に関する総合調整等を行っている。

●手帳の交付

「身体障害者福祉法」、「東京都愛の手帳交付要綱」 および「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」 に基づいて、都が身体障害者手帳、愛の手帳および精 神障害者保健福祉手帳の発行を行っており、区が受付、 交付事務等を行っている。

交付を受けた障害者は、各種福祉制度のほか、交通 機関の運賃割引や税の軽減措置などが利用できる。

[身体障害者手帳所持者数] (単位:人) 各年度末現在

区分 年次	視覚 障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 機能障害	内部 障害	肢体 不自由	合計
28	1,422 (27)	1,919 (116)	248 (0)	6,774 (83)	9,800 (248)	20,163 (474)
29	1,421 (26)	1,976 (116)	254 (0)	6,937 (86)	9,722 (245)	20,310 (473)
30	1,444 (27)	1,985 (112)	244 (0)	7,019 (90)	9,651 (252)	20,343 (481)

注:() 内の人数は18歳未満を再掲

(単位:件) 30年度

〔知的障害者(児)愛の手帳所持者数〕

(単位:人) 各年度末現在

区分年次	最重度	重度	中度	軽度	合計
28	175	1,247	1,095	2,169	4,686
	(36)	(270)	(222)	(559)	(1,087)
29	181	1,278	1,105	2,261	4,825
	(38)	(263)	(221)	(565)	(1,087)
30	190	1,285	1,141	2,356	4,972
	(33)	(255)	(245)	(572)	(1,105)

注:() 内の人数は18歳未満を再掲

〔精神障害者保健福祉手帳所持者数〕

(単位:人) 各年度末現在

区分 年次	1級	2級	3 級	合計
28	314	3,143	2,584	6,041
29	322	3,327	2,818	6,467
30	331	3,543	3,127	7,001

(2) サービス提供体制を拡充する

●障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」は、障害者に必要な支援を規定した法律で、25年4月から施行された。

1 対象者

身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者または知的 障害があると判定された人、精神障害者保健福祉手帳 所持者または精神障害(発達障害を含む。)があると判 定された人、難病患者等が対象である。

2 障害支援区分認定

「障害者総合支援法」では、支給決定の仕組みの透明化、明確化のため、障害支援区分認定制度を取り入れている。

障害福祉サービス(介護給付等)を利用するには、 障害支援区分認定を受ける必要がある。

一次判定(障害者の心身の状態についての認定調査等による)、二次判定(障害保健福祉の学識経験者で構成される審査会による)を行い、障害支援区分1~6が認定される。その後、サービス利用意向の聴取などを経て、サービス内容等を決定する。

(障害支援区分の判定状況)

支援		判定区分			計			
対象者	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	=I
身体 障害者	0	1	17	63	38	57	114	290
知的 障害者	0	0	58	98	122	136	127	541
精神 障害者	0	4	180	97	14	0	0	295
難病 患者等	0	0	2	2	0	0	0	4
計	0	5	257	260	174	193	241	1,130

●「障害者総合支援法」による障害福祉サービス等

「障害者総合支援法」による給付は、介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付、自立支援医療、補装具費支給の自立支援給付と地域生活支援事業で構成されている。

1 自立支援給付

(1) 給付状況

〔給付状況一覧〕

(単位:人) 30年度

区 分	内 容	延べ人数
	居宅介護(身体・家事)	10,862
	重度訪問介護	1,197
	行動援護	62
	重度障害者等包括支援	0
介護給付	同行援護	2,443
	短期入所	3,120
	療養介護	918
	生活介護	13,220
	施設入所支援	5,506
	自立訓練	1,006
	就労移行支援	3,070
訓练等公子	就労継続支援	14,997
訓練等給付	就労定着支援	371
	自立生活援助	19
	共同生活援助	7,237
₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩	地域移行支援	55
地域相談支援給付	地域定着支援	20
計画相談支援給付	計画相談支援	6,466

(2) 自立支援医療

自立支援医療には、精神通院医療、更生医療、 育成医療の3種類がある。30年度の精神通院医療の利用者は、13,024人であった。また、更生 医療の利用者は延べ809人、育成医療の利用者は 延べ30人であった。

(3) 補装具費支給

障害の種別、状態に応じて、車椅子、義足、盲 人安全つえ、補聴器などの費用を支給している。

30 年度の支給状況は購入 746 件、修理 687 件、計 1,433 件であった。

2 地域生活支援事業

障害者が地域で自立した生活ができるように、障害 状況に応じた支援を行う。主な事業は以下のとおりで ある。

(1) 意思疎通支援事業

意思疎通に支障のある障害者を支援するため、 手話通訳者派遣や要約筆記者派遣を行っている。

30年度の派遣回数は、手話通訳 3,440件、要約筆記 326件であった。また、各総合福祉事務所に手話通訳者を設置しており、30年度の設置回数は 124回であった。

なお、東京手話通訳等派遣センターに事業の一部を委託している。

(2) 日常生活用具および住宅設備改善費の給付

障害者の在宅生活を支援するための制度で、特殊寝台、携帯用会話補助装置などの日常生活用具や浴室、便所等の改善費用を給付している。住宅設備改善費の給付については、65歳以上の人は屋内移動設備・階段昇降機のみが対象になる。40~64歳の「介護保険法」に基づく住宅改修の対象者は、介護保険の住宅改修費の受給後、不足する分が対象となる場合がある。30年度の日常生活用具の給付は12,095件、住宅設備改善費給付は47件であった。

(3) 移動支援事業

地域での自立生活や社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のための支援を行っている。30年度は延べ11,125人が利用した。

(4) 地域活動支援センター事業

障害者の創作的活動や生産活動の機会を提供 し、社会との交流の促進を図っている。区内に7 か所ある。

(5) 訪問入浴サービス事業

重度身体障害者で、家族等の介護だけでは入浴 困難な人を対象として、巡回入浴車による訪問入 浴を行っている(介護保険対象者を除く。)。30年 度の利用者は延べ944人であった。

(6) 日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うとともに、家族等の就労支援、一時的な休息の確保を行っている。30年度の利用者は延べ1,536人であった。

3 「児童福祉法」による障害児通所支援事業等

障害児が地域生活を営めるよう支援を行っている。

〔給付状況一覧〕

30 年度

支援・サービス等	延べ人数
児童発達支援	8,571
医療型児童発達支援	25
放課後等デイサービス	11,127
居宅訪問型児童発達支援	0
保育所等訪問支援	15
障害児相談支援	2,355

●「障害者総合支援法」以外の障害福祉サービス

1 緊急一時保護(家庭委託)

障害者の保護者が、病気や家庭の都合などで緊急に 介護ができなくなった場合、一時的に他の家庭に委託 して介護を行うもので、月5回まで依頼できる。30 年度は延べ1,442回の利用があった。

2 重度脳性まひ者介護人の派遣

20歳以上の身体障害者手帳1級の重度脳性まひ者に、障害者本人が推薦した介護人を派遣し、介護人には介護料を支給する(「障害者総合支援法」における障害福祉サービス等の受給者を除く。)。30年度末現在の対象者は61人で、30年度は延べ11,008回派遣した。

3 紙おむつの支給

在宅の3歳以上65歳未満で身体障害者手帳1、2級・愛の手帳1、2度の人、ただし、本人の所得(20歳未満は保護者の所得)が基準額以下の人に紙おむつ等を支給している。30年度は延べ4,638人に支給した。

4 出張調髪

東京都重度心身障害者手当の受給者で外出が困難な人、もしくは同等の障害を有する人を対象に、区内理容組合、美容組合の協力を得て、在宅で出張調髪を受けられる利用券を、年6枚まで交付している。1回当たり500円の利用者負担金がある。30年度の利用者は、延べ514人であった。

5 福祉タクシー券の交付

外出困難な心身障害者の社会生活の利便を図るため、1か月につき500円券6枚、100円券5枚を交付している。30年度の交付人数は、4,738人であった。年齢、所得による対象制限がある。

6 リフト付き福祉タクシーの運行

身体障害者手帳または愛の手帳所持者で外出時に車 椅子等を利用する人を対象に、予約料および迎車料を 区が負担している。30 年度の運行回数は 40,937 回で あった。

7 自動車燃料費助成

外出困難な心身障害者を対象に、1 か月 2,500 円の 燃料費を助成している。30年度末現在の受給者は1,375 人である。年齢、所得による対象制限がある。

(単位:円) 30年度

8 チェアキャブ運行事業の助成

区内に居住し、常時車椅子を使用する障害者、高齢者の外出および社会参加を促進するため、リフト付車両の運行事業を運営している練馬区社会福祉協議会に運営費を助成している。30年度は延べ827件の利用があった。

9 中等度難聴児発達支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない区内居住の18 歳未満の中等度難聴児を対象に、補聴器の購入費用の 一部を助成している。30年度は18件の助成を行った。

10 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業

医療的ケアを必要とする重症心身障害児(者)等の健康の保持と在宅で介護する家族の介護負担の軽減を図ることを目的として、訪問看護事業所から看護師等を1年度の間に24回、月4回を限度に、1回あたり2~4時間の範囲で派遣し、家族が行っている医療的ケアや食事・排泄の介助等を行っている。

27 年度 7 月に事業を開始し、30 年度は延べ 309 回 実施した。

●障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進

障害者に関する基本的な計画の「障害者計画」と障害福祉サービス等の提供体制確保のための「障害福祉計画」、障害児に関するサービス等の提供体制確保のための「障害児福祉計画」がある。

30年3月に『ビジョン』を上位計画とする個別計画である「練馬区障害者計画 (一部改定) (平成27年度~32年度)」、「第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画 (平成30年度~32年度)」を策定し、障害者施策の充実に取り組むこととした。

●福祉園

福祉園では、「障害者総合支援法」に基づく生活介護事業を実施し、日中活動の場として、心身の発達や社会生活能力を維持向上させるための支援を行っている。なお、田柄福祉園は民設民営の福祉園である。

[福祉園在籍者数] (単位:人) 30年度末現在

施設名	在籍者	施設名	在籍者
大泉町	55	石神井町	26
氷川台	56	大泉学園町	61
関町	35	貫井	36
光が丘	31	田柄	43

また、氷川台と大泉学園町の2福祉園は、医療的ケアを必要とする重症心身障害者を受け入れている。(1日当たり氷川台9人、大泉学園町5人)

●就労継続支援 B 型事業所

区では、知的障害のある人のうち、一般企業などでの就労が困難な人や、一定の年齢に達している人に働く場を提供するために、「障害者総合支援法」に基づく就労継続支援 B 型事業所を 4 か所設置している。30年度末現在、白百合 40人、かたくり 63人、大泉 52人、北町 44人が利用している。

〔作業内容と年間売上金額〕 「白百合福祉作業所〕

作業内容	年間売上金額		
紙器組立等	2,706,025		
建物清掃等	109,865		
古紙回収等	234,582		
自主生産等	1,196,987		
合 計	4,247,459		

[かたくり福祉作業所]

年間売上金額
3,872,223
266,298
253,571
1,310,556
5,702,648

[大泉福祉作業所]

作業内容	年間売上金額
紙器組立等	67,583
チラシ折・封入等	1,246,559
公園清掃等	1,676,457
自主生産等	787,952
	3,778,551

[北町福祉作業所]

作業内容	年間売上金額
紙器組立等	4,719,053
公園・アパート等の清掃等	1,134,584
ポスティング等	232,860
自主生産等	2,087,535
승 計	8,174,032

●障害者地域活動支援センター(谷原フレンド)

障害者地域活動支援センターは、主に知的障害のある人に、創作や文化的な活動と機能訓練の場のほか、 入浴・給食などを提供している。

定員は1日当たり15人、1人の最大利用日数は週3日となっている。

●心身障害者福祉センター (中村橋福祉ケアセンター)

1 生活介護事業

医療的ケア等が必要で、常時介護を必要とする障害 者を対象として、排せつ・食事の介護、創作的活動ま たは生産活動の機会等を提供している。

重症心身障害者を1日当たり7人、重症心身障害に 該当しない障害者を1日当たり6人受け入れている。

2 中途障害者支援事業

高次脳機能障害等の中途障害者を対象とした相談等 事業、社会復帰や地域生活の充実を図るための自立訓 練(機能訓練・生活訓練)および地域活動支援センター 事業を行っている。

3 講座・講習会の開催

ボランティア育成を目的とした手話講習会(初級、中級、上級、通訳養成)、中途失聴者・難聴者を対象とした手話講習会、視覚障害者・点訳ボランティア希望者を対象とした点字教室、障害者を対象とした初歩のパソコン講習会、ボランティア希望者を対象とした障害者 IT 支援者養成講座を実施している。

4 施設等貸出事業

障害者団体等に対して施設の貸出しや機器の利用・ 貸出しを行っている。

[相談・通所事業・施設提供人数] (単位:人) 30年度

区分	延べ人数
相談	620
生活介護事業	1,473
中途障害者通所事業	3,201
施設提供	28,944

^{※「}障害児保育園ヘレン中村橋」の開設

医療的ケアが必要な未就学の障害児の早期の療育の実施と保護者の就労を支援するため、心身障害者福祉センターの1階の一部を活用して、30年11月に開設した。児童福祉法に基づく児童発達支援を提供し、定員は15人である。

●しらゆり荘および大泉つつじ荘

就労または就労継続支援事業所等に通所している知 的障害者に生活の場を提供し、地域での自立生活へ向 けた支援を行っている。また、障害者が介護者の事情 で介護を受けられない場合等に、日中の預かりや宿泊 を伴う支援を行っている。なお、大泉つつじ荘では障 害者(児)の相談支援事業を実施している。

(施設概要)

施設名	内 容	定員
	グループホーム	8人
しらゆり荘	日中一時支援・短期入所事業	6 人 (短期入所 4 人を含む。)
	グループホーム	8人
大泉つつじ荘	日中一時支援・短期入所事業	6 人(短期入所 4 人を含む。)
	特定相談支援事業・障害児相 談支援事業	_

●障害者グループホーム

障害者の自立した生活を推進するため、障害者の居住の場として、世話人の家庭的なケアにより共同生活を行うグループホームの整備を進めている。30年度末現在、定員は448人である。

●こども発達支援センター

心身障害者福祉センター(中村橋福祉ケアセンター)で実施していた事業を拡充するため、旧光が丘第五小学校を改修して25年1月に移管・開設した。医師、心理士等の専門職員を配置して18歳までの児童を対象とした相談・通所訓練等の事業を実施している。

1 相談

18 歳までの児童を対象に、心理士による発達相談、 医師による医療相談などを予約制で行い、障害を早期 発見し、適切な支援につなげる。

2 通所訓練

発達相談や医療相談の結果、通所訓練が必要と判断された児童を対象に、基本的生活習慣を身につける指導、発達を促すための遊びを通じた指導、機能訓練や言語訓練などを行う。また、0歳から1歳6か月までのダウン症児等とその家族を対象に療育指導を行う、0歳児超早期支援を行っている。

3 家族支援、地域支援

通所訓練児童の家族対象の講習会や、区民を対象とした発達の障害等に関する理解を深める取組を行う。また、障害児の家族で構成される団体等に多目的室等の活動の場を提供する。

[相談・訓練・施設提供人数] (単位:人) 30年度

区分	延べ人数
専門相談	6,438
通所訓練	7,768
施設提供	15,099

[地域支援事業(①区民向け啓発事業:講演会)]

テーマ	実施日	講師	参加 延べ人数 (人)
子どもの育ちを支えるま なざし ーペアレントト レーニングの視点からー	30年11月17日	立正大学名誉 教授 中田洋二郎氏	63
未来につながる自閉スペクトラム症の育児と 支援	31年1月12日	信州大学医学部子 どものこころの発達 医学教室教授 本田秀夫氏	75

〔地域支援事業(②事業者向け支援事業:講演会)〕

テーマ	実施日	参加 延べ人数 (人)
日常生活の困りごとを運動から考える 一 OT・PT の視点からの「なぜ?」を お話しますー	30年6月29日	72
疑問・悩みを「アイデア」に変えよう! 一事例で学ぶ発達支援一	30年11月9日	26

(3) 障害者の就労を推進する

●就労支援体制の強化

練馬区障害者就労支援センターや民間の就労移行支援事業所等と連携し、職場体験や実習を通じて就労へ 結びつける。

30年度の福祉施設等からの就労者数は、226人であった。

●練馬区障害者就労支援センター(レインボーワーク)

就職を希望する障害者への支援や雇用する企業への 支援等を行っている。

1 就労支援事業

• 就労相談

来訪や電話等により、働くこと等に関する相談支援を行った。30年度は延べ1,998件の相談があった。

• 就労支援

アセスメントや職場開拓等、企業が障害者雇用に取り組めるよう支援を行った。30年度は83人が就職した。

2 職場定着支援事業

就労後、企業で働き続けることができるよう就労支援員を派遣した。30年度の対象者は584人、支援の件数は延べ6.714件であった。

3 障害者就労ネットワーク推進事業

障害者就労支援ネットワーク会議は、区内の特別支援学校や就労移行支援事業所、経済団体等の関係機関で構成している。

30年度はネットワーク会議を5回、企業見学会を3

回実施した。

4 共同受注窓口事業

区内の作業所等が請負業務などを共同で受注する体制づくりを行い、区内企業等からの発注を増やし、作業所利用者の工賃向上に取り組んでいる。

30年度の受注契約件数は166件、受注金額は4,257,944円であった。

5 普及・啓発事業

障害者雇用支援月間での講演会、パネル展、障害者 福祉施設で作製した物品の販売会を行った。また、30 年度は就労支援セミナーに7回職員を派遣した。

●就労移行支援事業所

区では、一定期間就労に向けた訓練を経て就職を目指す場として、「障害者総合支援法」に基づく就労移行支援事業所を3か所設置している。定員は、貫井福祉工房が20人、かたくり福祉作業所が10人、大泉福祉作業所が10人である。30年度の就労の状況は、貫井福祉工房が6人、かたくり福祉作業所が1人である。

●就労定着支援事業所

区では、一般就労した人が、就労に伴う生活面の課題に対し、就労が継続できるように支援を行うため、「障害者総合支援法」に基づく就労定着支援事業所を1か所設置している。30年度末現在、貫井福祉工房を18人が利用している。

(4) 障害者の社会生活を支援する

●精神保健福祉

こころの健康を保ち、安定した生活を営むためには、 本人が不調を感じた時に早めに対応・治療することや 本人の変化を感じた時に周囲にいる家族等が気軽に相 談できる窓口が必要である。

各保健相談所では、保健師等が家庭訪問を行い、本 人および家族等の相談に応じるとともに、精神科医 師による精神保健相談を行っている。30年度は延べ 38,524人の相談を受けた。

精神疾患が疑われる人や未治療者等に対して実施しているアウトリーチ(訪問支援)事業では、保健師に加え、27年度から地域精神保健相談員(精神保健福祉士)を配置し、支援体制を強化している。この他にも、こころの病の理解を広めるため、講演会を開催している。

また、自立支援を目的に、精神障害者に対する障害福祉サービスの提供(サービスの内容については、109ページ「●「障害者総合支援法」による障害福祉サービス等」を参照)や通院にかかる医療費(自立支援医療)や小児精神病の入院医療にかかる医療費の

助成による支援も行っている。

・障害福祉サービスの利用者 1,334人

・自立支援医療利用者 13,024 人(再掲)

・入院医療利用者 7人

●心身障害者福祉集会所

障害者とその家族および団体を対象に、自主的活動 や交流の場として、光が丘区民センター内に集会所を 設置している。30年度の利用状況は、団体利用が延べ 2.893団体、25.906人であった。

●福祉手当と年金、医療費助成

障害の種類、程度により、区を始め国、都は各種の 助成を行っている。

1 練馬区心身障害者福祉手当

身体障害者手帳 1、2級、愛の手帳 1~3度、脳性まひ、進行性筋萎縮症および特殊疾病(343疾病)の人に月額 15,500 円、身体障害者手帳 3級、愛の手帳4度の人、および 30 年4月から新たに精神障害者保健福祉手帳 1級の人を対象に月額 10,000 円をそれぞれ年3回に分けて支給している。なお、年齢、所得等の制限がある。

30年度末現在の受給者は10,649人である。

2 東京都重度心身障害者手当

東京都心身障害者福祉センターの判定で認定された 重度の心身障害者の人に、月額 60,000 円を毎月支給 している。なお、年齢、所得等の制限がある。

30年度末現在の受給者は538人である。

3 特別障害者手当等(国制度)

身体または精神に重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする人を対象に手当を支給する。なお、年齢、所得等の制限がある。

30年度は、特別障害者手当月額26,940円、障害児福祉手当および経過的福祉手当月額14,650円を年4回に分けて支給した。30年度末現在の受給者は、特別障害者手当720人、障害児福祉手当243人、経過的福祉手当6人である。

4 心身障害者扶養共済

障害者を扶養する保護者が死亡したとき、残された 障害者の生活の安定を図ることを目的に全国共通の心 身障害者扶養共済制度の加入申込手続を行っている。 30年度末現在の加入者は41人である。

5 心身障害者医療費助成

身体障害者手帳1、2級(内部障害は3級まで)、愛の手帳1、2度、精神障害者保健福祉手帳1級の人が各種健康保険で受診した場合、保険診療の自己負担分の一部を助成している。ただし、年齢、所得による対象制限がある。また、後期高齢者医療制度適用者につ

いては、非課税者のみ一部負担金分の助成を行っている。30年度末現在の対象者は5,557人である。

●啓発活動等の推進

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互 に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現 するため、区報による広報、障害者福祉施設の地域交 流事業など啓発活動の強化に努めている。

また、障害者の社会活動を促進するために交通手段 や公共施設の改善などのほか、ボランティア活動の促 進に努めている。

●福祉大会

地域社会で活躍している障害者および障害者福祉の 向上に功績のあった人を表彰する大会である。30年 度は、地域活躍者5人、援護功労者8人の表彰を行っ た。